

農林水産省委託事業  
「食品流通事業者による受発注処理等  
の効率化に向けた調査事業」  
報告書

2016年3月25日

公益財団法人流通経済研究所

---

**食品流通事業者における  
複数税率を導入する際の課題と対応指針の検討**

# 1 はじめに

---

- 小売業者、卸売業者等の食品流通業者は、複数税率が導入された際には、事業者が使用するシステム等において税率コードを適切に設定し、区分経理処理を行う等の対応が必要である。
- そこで、食品流通事業者における取引業務のフローを確認・整理した上で、区分経理処理等を適切に行うための課題等を把握し、課題解決に向けた対応指針について検討する。

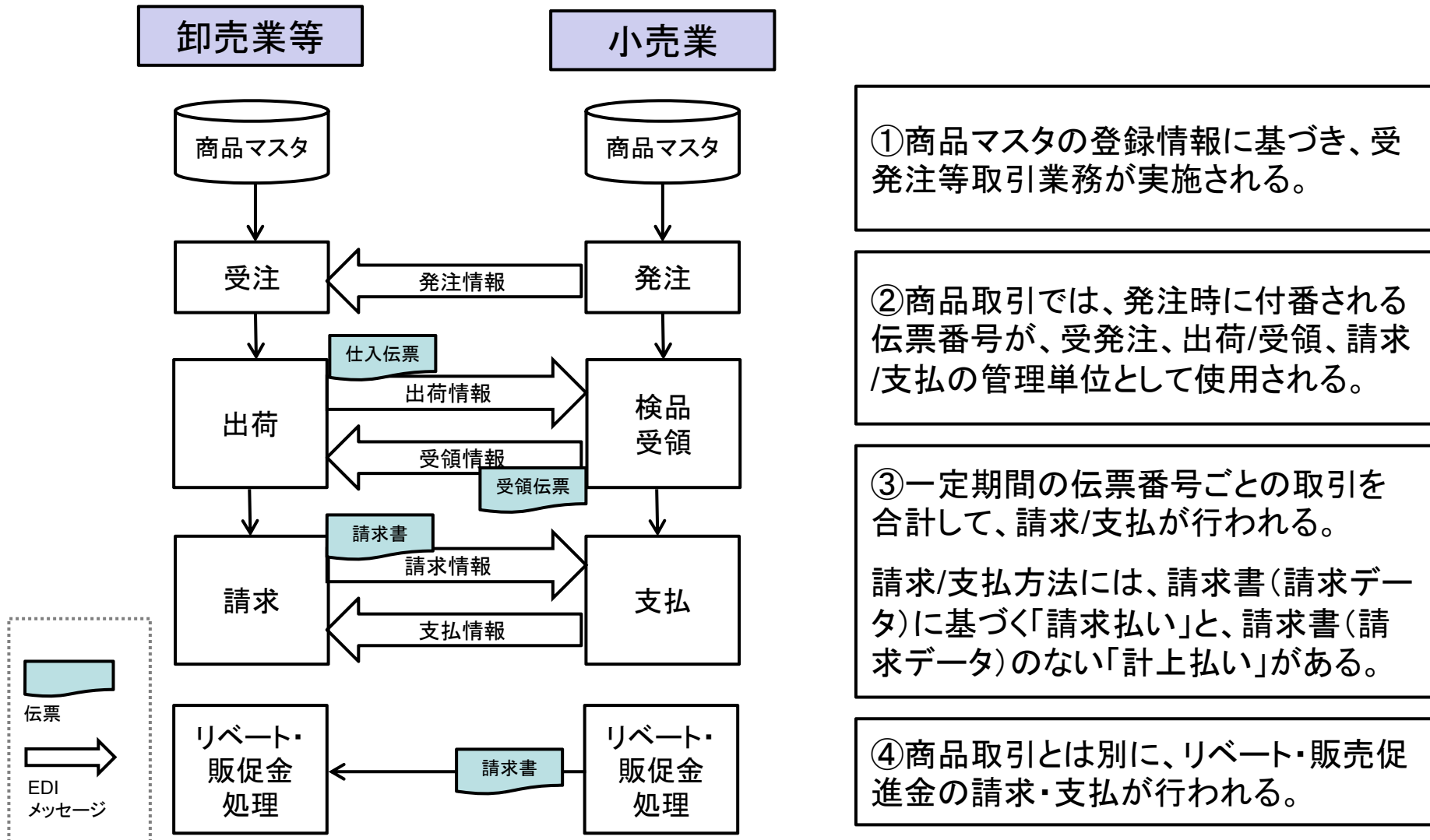
## 2 食品流通事業者における取引業務フロー

---

- 食品流通事業者における取引は、小売業と卸売業、卸売業と製造業の2段階で行われる場合が一般的である。
- そこで、食品流通事業者における取引業務フローを、各段階ごとに確認・整理する。
  - 小売業—卸売業等の取引業務フロー
  - 卸売業—製造業の取引業務フロー

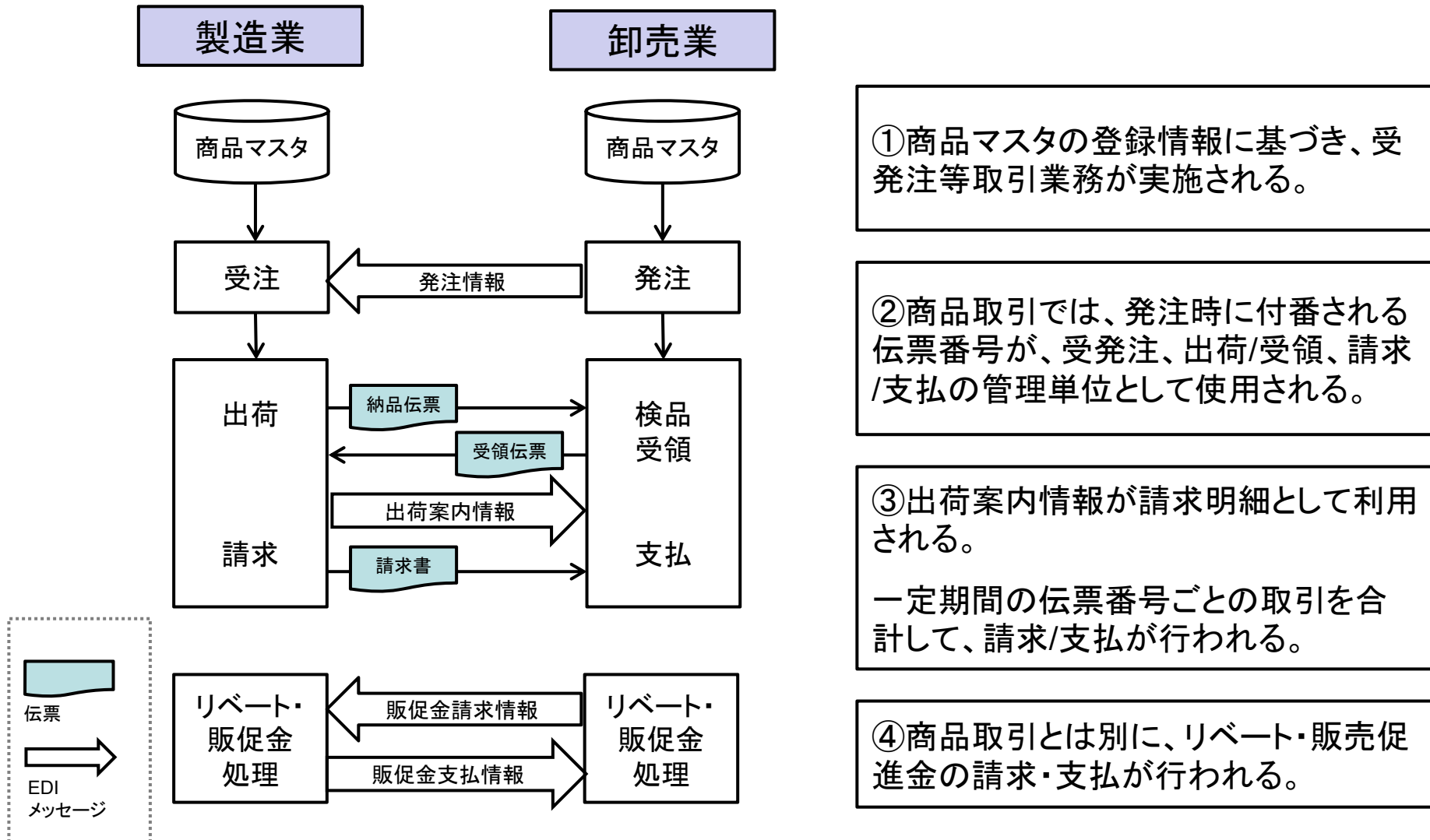
## 2-1 小売業－卸売業等の取引業務フロー

- 小売業－卸売業等の取引業務と、その特徴は次のようにまとめることができる。



## 2-2 卸売業－製造業の取引業務フロー

- 卸売業－製造業の取引業務と、その特徴は次のようにまとめることができる。



### 3-1 複数税率導入時に想定される課題 「区分記載請求書等保存方式」の導入に向けて

---

- 「区分記載請求書等保存方式」(2017年4月～)の導入対応
  - 「区分記載請求書等保存方式」では、現行制度の事項に加え、請求書に次の事項を記載しなくてはならない
    - 軽減税率の対象品目である旨
    - 税率ごとに合計した対価の額
  
- 「適格請求書等保存方式」(2021年4月～)の導入対応
  - 「適格請求書等保存方式」では、上記に加え、請求書に次の事項を記載しなくてはならない
    - 登録番号
    - 消費税額等及び適用税率(適格簡易請求書にあっては、消費税額等又は適用税率)

→食品流通事業者は、当面、「区分記載請求書等保存方式」を導入できるよう準備することが重要である。

## 3-2 複数税率導入時に想定される課題 取引業務段階別の課題整理

---

- 「区分記載請求書等保存方式」を導入するためには、取引業務の各段階において、次の対応が課題となる。
  1. 商品マスタにおいて商品別の税率区分を正しく管理すること
  2. 商品取引の諸活動(受発注、出荷/受領、請求/支払)において、税率区分を正しく管理すること
    - － 現状は、伝票番号が受発注、出荷/受領、請求/支払の管理単位となっているため、伝票番号単位に税率区分をまとめる(同一の伝票番号に複数の税率区分の商品明細を混在させない)方法について検討
  3. 上記に基づき「区分記載請求書等」を正しく作成すること。特に、請求書(請求データ)のない「計上払い」等の証憑についても適正に対処すること
  4. リベート・販売促進金の請求・支払においても税率区分を正しく管理すること



### 3-3 複数税率導入時に想定される課題 取引業務段階別の課題整理 — 具体的な課題内容

■ 各課題の具体的な課題内容は次のように想定される

課題項目		具体的な課題内容
1	商品マスタにおいて商品別の税率区分を正しく管理すること	軽減税率対象品目を正しく認識すること
		取引先間で税率関連情報の登録・修正方法を調整すること
		商品マスタ上で商品別の税率区分を識別できる仕組みを構築すること
2	商品取引の諸活動(受発注、出荷/受領、請求/支払)において、税率区分を正しく管理すること	税率の異なる品目は異なる伝票番号で発注されるようにすること
		伝票番号ごとの税率区分を識別できるようにすること
		伝票番号単位でなく、取引明細単位で税率区分を管理する方法についても検討すること
3	「区分記載請求書等」を正しく作成すること。計上払い等への対応	伝票番号ごとの明細情報を税率別に合計し、区分記載請求書を作成できるようにすること
		「計上払い」方式の証憑を正しく作成・保存すること
4	リベート・販売促進金の請求・支払においても税率区分を正しく管理すること	リベート・販促金処理の税率区分を正しく認識すること
		商品代金との相殺処理を行う場合に、税率区分管理を正しく行うこと

## 4-1 課題解決のための対応指針の方向性

---

- 複数税率導入時に想定される以下の課題別に、具体的な課題内容に対する課題解決の方向性について検討し、とりまとめた。
  - － 課題1 商品マスタにおいて商品別の税率区分を正しく管理すること
  - － 課題2 商品取引の諸活動(受発注、出荷/受領、請求/支払)において、税率区分を正しく管理すること
  - － 課題3 上記に基づき「区分記載請求書等」を正しく作成すること。特に、請求書(請求データ)のない「計上払い」等の証憑についても適正に対処すること
  - － 課題4 リベート・販売促進金の請求・支払においても税率区分を正しく管理すること

## 4-1 課題解決のための対応指針の方向性

### ■ 課題1＝商品マスタにおいて商品別の税率区分を正しく管理すること

具体的な課題内容	課題解決の方向性
軽減税率対象品目を正しく認識すること	今後、政府から提示される詳細な整理を確認し、社内・業界内で正しい理解に努める
取引先間で税率関連情報の登録・修正方法を調整すること	製・配・販の取引先間で、商品別の税率区分のための情報管理をどのように行うのかを予め検討する
商品マスタ上で商品別の税率区分を識別できる仕組みを構築すること	商品マスタ管理において次の①又は②のような対応を講ずる ①商品マスタ上に税率項目を設ける (流通BMSの商品マスタでは、商品管理情報の中に消費税率の項目を設けている) ②商品分類で軽減税率品と標準税率品を区分する

## 4-2 課題解決のための対応指針の方向性

### ■ 課題2＝商品取引の諸活動において、税率区分を正しく管理すること

具体的な課題内容	課題解決の方向性
<p>税率の異なる品目は異なる伝票番号で発注されるようにすること</p>	<p>発注システムにおいて、次の①～③の手順のような対応を講ずる</p> <p>①(商品部門別に異なる伝票番号が付番される場合)軽減税率商品と標準税率商品を別の部門に登録する</p> <p>②軽減税率商品と標準税率商品が異なる伝票番号で発注されるようにシステム改修する</p> <p>③軽減税率商品と標準税率商品とで取引先コードを別に設定し、異なる伝票番号で発注を行う</p> <p>一方、受注システム側では、異なる税率の商品が同一の伝票番号で発注された場合にそれを識別できるようにする。またその場合の伝票番号修正ルールを取引先間で決定しておく。</p>
<p>伝票番号ごとの税率区分を識別できるようにすること</p>	<p>①流通BMSを利用している場合、発注、出荷、受領、請求、支払の各メッセージにおいて、取引番号(伝票番号)ごとに税率・税額を登録する。</p> <p>②仕入伝票(チェーンストア統一伝票等)を用いている場合は、税率を印字するなどの方法により、伝票ごとに軽減税率と標準税率を識別できるようにする。</p> <p>③JCA手順など税率区分のないEDIフォーマットを利用している場合、商品分類コードや事業者コード等によって伝票番号ごとの税率区分を識別できるよう取引先間で調整を行う。</p>
<p>伝票番号単位でなく、取引明細単位で税率区分を管理する方法の検討</p>	<p>商品マスタで商品単品別の税率を管理し、伝票番号単位でなく取引明細単位で税率を区分し、請求・支払を行う方法についても必要に応じて検討する。</p>

## 4-3 課題解決のための対応指針の方向性

### ■ 課題3＝「区分記載請求書等」を正しく作成すること。「計上払い」への対応等

具体的な課題内容	課題解決の方向性
伝票番号ごとの明細情報を税率別に合計し、区分記載請求書を作成できるようにすること	<p>○従来に近い処理方法で運用するには、税率ごとに請求書を分けて発行する方法が有効。</p> <p>○一つの請求書に複数税率の取引を記載する方法についても必要に応じて検討する。</p> <p>○流通BMS等で取引番号(伝票番号)ごとに税額算定する等、税額計算の方法を従来から変更する場合、取引企業間で齟齬が生じないよう事前に協議すること。</p>
「計上払い」方式の証憑を正しく作成・保存すること	「計上払い」時の証憑の作成・保存方法を理解し、ペーパーレスの効率的な運用を損なうことのないような、対応を講ずる

### ■ 課題4＝リベート・販売促進金の請求・支払における税率区分管理

具体的な課題内容	課題解決の方向性
リベート・販促金処理の税率区分を正しく認識すること	リベート・販促金が軽減税率対象となるか否かを正確に理解し、取引先間で共通認識を持った上で、適切に処理する。
商品代金との相殺処理を行う場合に、税率区分管理を正しく行うこと	相殺処理を行う場合の税率区分や税額計算、証憑の作成・保存方法を正しく理解して対応する。